

# 市民の声 一覧 (令和6年度分)

※市からの回答は市民の声への回答時点の内容となっております。

No.	1	提出月日	4月20日
内容			
潟上市マイタウンバスの有効利用について			
「潟上市マイタウンバスで潟上市図書館蔵書本返却サービス」 対象路線:潟上市マイタウンバス全線(秋田中央交通の路線除く)			
目的			
・自家用車二酸化炭素排出削減 ・交通難民への対応 ・潟上市マイタウンバスを使うきっかけを作る ・利用しやすい図書館			
方法①(担当者の仕事)			
本の簡易返却BOXを持った潟上市図書館の関係者1名がマイタウンバスに乗り、潟上市図書館に返却する本を集める。集めた本は係の者は潟上市役所でバスを降車し、係の者が用意した車に乗り換え、潟上市図書館(本館)まで運ぶ。返却処理は、各図書館で実施。分館の本は、本館で仕分けし、分館まで車で輸送する。			
方法②(マイタウンバス利用者でバスでの返却を希望される方)			
マイタウンバス利用時に、返却する本を返却BOXに入れる。			
方法③(マイタウンバス利用者以外でバスでの返却を希望される方) 各地区ごとに拠点バス停を設け、そのバス停での停車時間に余裕をつくり、そのバス停でのみ、本の返却を受け付ける。返却する本は返却BOXに入れる。			
注意			
・本の返却時は図書利用者カード不要 ・この返却サービスを利用中に本の紛失がした場合は、本を借りた人の責任。 ・本の返却されたかを確認するため、インターネットの利用状況が見られるように設定した人がこのサービスを利用するのが好ましい。 ・バスでの本の返却サービスは路線ごとに曜日又は日にちを決めて実施し、毎日を行わない。			
市からの回答			
この度は、「潟上市マイタウンバス の有効利用 」について、具体的なご提言をいただき誠にありがとうございました。			
潟上市マイタウンバスでの潟上市図書館蔵書本返却サービスについてですが、マイタウンバスに職員を配置することは人員の関係上、困難な状況にあります。公共交通の有効利用は他業務との連携も含めて検討が必要と考えており、いただいたご意見を参考に調査研究に努めてまいります。			
現在、潟上市図書館では、本の返却は貸出した館に限らず、本館・昭和分館・飯田川分館・追分分館いずれかの館での返却を可としております。また、本の貸出に関してもインターネットでのリクエスト受付や、受取館の指定など、本館から離れた場所でも、ニーズに合わせサービスの提供に取り組んでおり、ご意見を参考にしながらサービスの向上に努めてまいります。			
今後ともお気づきの点がありましたらご提言いただければ幸いです。			

No.	2	提出月日	7月23日
内容			
<p>潟上市加賀谷公園の利用方法について</p> <p>以前から、サッカーや野球ボールでの住宅被害、並びに不法侵入が続いております。</p> <p>最近は特に天王南中学校の生徒の集団利用が多かったため、住宅被害や騒音、マナーの悪さで悩まされることが何度もありました。学校へは連絡させていただいております。</p> <p>数年間で起こった被害としては、ボールが住宅に当たることによる窓ガラスの破損、外壁の破損、農作物や草花にぶつかる被害も出ております。また、住宅へ入ったボールを取るため、住人在住時も許可なく勝手にフェンスを乗り越える等して敷地へ侵入する行動も多々見受けられます。早朝利用での大声、夜間の学生によるボール使用や大声の騒音にも悩まされています。</p> <p>これらの被害に対し、近隣住民も各々対策は取ってきてはいたのですが、対処しきれない状況です。これから増えていく子どもたちのためにも、ルールとマナーを守って楽しく安全に利用できる公園であるべきと考えます。</p> <p>本来であれば、学校や町内会の対応で解決すべき事案とは思いますが、一刻も早く公園の利用の仕方、ルールを整え、近隣住民も過ごしやすい地域になることを願ひまして、相談をさせていただきました。どうか今後の公園の利用方法(ボールの利用の仕方、公園利用時間の設定等)について潟上市長様より御検討いただければ幸いです。</p> <p>以上の件につき、宜しくご配慮賜りたくお願い致します。</p>			
-----			
市からの回答			
<p>この度は、上北野運動広場(通称:加賀谷公園)の利用方法についてご意見をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>天王南中学校に確認したところ、数件同様のご意見を頂戴しており、7月中旬に、運動広場の利用が多いとみられる学年に対し、運動広場の利用をしばらく控えるよう指導をしていたところでした。</p> <p>また、公園管理担当において現地を確認し、上北野自治会長と運動広場の今後の利用について相談させていただきました。自治会長と問題解決のためにフェンスやネットの高さを引き上げることを検討しましたが、球技を主目的としていない運動広場の性質から適当とはいえ、ご指摘の行為や騒音の対策としても不十分ではないかとの結論に至りました。さらに、上北野運動広場には今年度中に幼児から小学校低学年までを対象とした複合遊具の設置を予定しており、利用者に危険が及ばないような配慮が必要になっています。</p> <p>以上のことから、今後は上北野運動広場におけるボールの利用は原則禁止とすることで、市から上北野子ども会の代表者および天王南中学校の教頭先生に説明をさせていただきました。また、今後の対応として市で運動広場に看板を設置し、自治会と学校に向けて通知文書を送付の上、天王南中学校および追分小学校の児童・生徒に向けてその旨と常識的な利用時間を守るよう通達させていただきます。</p> <p>この度は上北野運動広場の利用についてご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。今後ともお気づきの点がございましたらご提言いただければ幸いです。</p>			

No.	3	提出月日	8月11日
内容			
<p>視覚障がい者、聴覚障がい者向けの、公共の道路への「点字、線字ブロック」設置のお願い</p> <p>・視覚障がい、ご年輩の方の歩く目印のために、電車前の公道や、バス停、スーパーマーケットなどの生活必需道路への、「黄色い、点字ブロック通路や、進行方向を示す線型ブロック通路」の設置を要望します。</p> <p>・JR二田駅、スーパーマーケットテラタ、ツルハドラッグ天王西店、上二田駅周辺や、車道を挟んだ店舗への信号機などの設置。</p> <p>・信号機の音声通知 信号が青になった時に音を発してくれる信号機もあります。これを設置してほしい。</p> <p>視覚障がい(弱視、ロービジョン、視野が全体的にボヤける、ピントが合わない等)、聴覚障がい(片耳難聴、これに伴う平衡感覚障がい等)がある者です。</p> <p>潟上市天王エリア、JR二田駅周辺の道路、歩道環境は、昔から歩行者道路と車道の共存で、歩行者からすると車道優先のスペースしか無いため、「歩行者が車に配慮する」のが暗黙の了解になっています。 また、近所の藤原記念病院周りでは、二田駅に向かう道路は基本的には、車が最優先のような道路事情になっており、歩行者は別途「工事重機、工事機械取り扱い会社、HOKUTO」の近くの藤原記念病院の総合駐車場から、反対周りに駅に向かわないといけません。こちら側も、歩道と車道は併用されています。 視覚障がいの者は、通常の視界情報だけでは安全性が欠けるため、そして、周りの方に「視覚に障がいがある」と認知してもらうためも含めて、白杖や杖を使い、外を歩いています。 潟上市天王エリアは、天王グリーンランド、市役所周辺の道路、車道、店舗間の「境界線や、障害物」等を認識するための「黄色の点字ブロック、黄色の線上ブロック」が施工されているところが、ほぼ皆無です。</p> <p>今後の住みやすい潟上市の道路環境への対応として、上記の対応を進めてほしいです。</p>			
市からの回答			
<p>この度は、「視覚障がい者、聴覚障がい者向けの、公共の道路への「点字、線字ブロック」設置のお願い」について、具体的な御提言をいただき誠にありがとうございました。</p> <p>御提言のあった区域および施設には、市のみならず、県や警察が管理する道路・施設(JR二田駅周辺の道路やテラタ天王店付近の信号機等)も含まれています。 こうした設備の整備は、県や警察との連携・調整を行い、主に公共施設や福祉施設等を結ぶ主要道路から重点的に行っていく必要がございます。</p> <p>現時点では、これらの整備計画は策定していませんが、いただいた御提言を今後の施策検討の際に役立てさせていただきます。今後ともお気づきの点がありましたら御提言いただければ幸いです。</p>			

No.	4	提出月日	8月31日
内容			
<p>県道104号線(男鹿昭和飯田川線)の速度超過車両について</p> <p>秋田自動車道 昭和男鹿半島ICより国道101号に繋がる県道104号線 通称男鹿昭和飯田川線は制限速度30キロであるにもかかわらず、主に県外車両が60キロ以上ときに80キロを超えるスピードで走行することが近ごろ常となっております。(特に夜間) 高速道路から降りてきた車が裏道として使用し、高速道路の速度の勢いで走行してくるものと思われます。この場所は民家が立ち並び、子供から高齢者まで生活道路として使用していますが、道路幅も狭く路側帯も非常に狭いため猛スピードの車が体を掠めていくといった危険を感じることも多々あります。この道は過去に、通夜からの帰り途中の男性が制限速度を遥かに超えて走行してきた車に跳ね飛ばされ、即死となったという悲惨な事故も起きた場所でもあります。</p> <p>要望として</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現在、30キロ制限の標識が色褪せて見えにくくなっているものがいくつかあるので、標識をはっきり見えるように交換し、路面標示などでドライバーが認知できるようにする。</li> <li>2. スピード違反の取り締まりなどを定期的に行う。</li> <li>3. 「飛び出し坊や」のような看板など注意喚起させるものを設置する。といったことを行っていただきたい。</li> </ol>			
市からの回答			
<p>この度の、「県道 104 号線(男鹿昭和飯田川線)の速度超過車両について」のご要望について、以下のとおり回答させていただきます。</p> <p>1点目の「色褪せて見えにくくなっている標識の交換や路面標示などで認知できるようにする」および2点目の「スピード違反の取り締まりなどを定期的に行う」のご要望につきましては、「警察署」の所管となりますので、大変申し訳ございませんが、以下の連絡先までお問い合わせいただきますようお願いいたします。なお、市からも要望があった旨をお伝えいたします。</p> <p>■連絡先 〒018 1721 南秋田郡五城目町字七倉178-4 五城目警察署 交通課 電話 018-852-4100 秋田県警察メールフォーム(相談・ご意見・ご要望・情報等の受付) <a href="https://www.police.pref.akita.lg.jp/kenkei/mail-link/formb">https://www.police.pref.akita.lg.jp/kenkei/mail-link/formb</a></p> <p>3点目の「看板など注意喚起させるものを設置する」のご要望につきましては、交通事故防止の看板設置等は、「潟上市交通安全協会(※)」で実施しておりますので、要望を市からお伝えいたします。</p> <p>※交通安全協会とは 交通事故のない安全で快適な交通社会をめざして、交通安全に関する事業を行っている民間組織の地域ボランティア団体。</p> <p>本市といたしましては、今後も関係機関と連携を図りながら交通安全の推進に一層努めてまいります。</p>			

No.	5	提出月日	12月9日
内容			
<p>こども園、保育園での一時預かりに関する運用について</p> <p>一時預かりについて、子育て世帯に負担を生じさせる運用方法になっていることから、意見いたします。問題点は3点です。</p> <p>1点目は、「一時預かりの申し込みが、月初に各施設へ直接申し込む必要があること」です。オンライン申込や市の一括管理ではなく、各施設へ直接赴いて申し込む必要があるため、乳幼児を連れた保護者が暑い日や寒い日に並ぶ必要が生じています。また、申し込もうとした施設の予約が空いていなければ遠く離れた他施設へ移動する必要があり、デジタル化の時代に反しているうえ、保護者にとって非効率かつ負担でしかありません。</p> <p>2点目は、「一部の保護者が申し込み開始日に長時間並び予約を独占し、受け付け開始時刻から遅れば申し込みできない事態が生じている」ことです。現行の運用では予約が先着順のため、保護者が受け付け開始時刻に並ぶ必要があり、毎月のように長時間並んでいる保護者も見受けられます。しかし、全員が受け付け開始時刻に必ず並べるわけではなく、核家族や多子世帯、ひとり親世帯にとってはきわめて不公平な運用ではないでしょうか。制度は自治体が公金で運営している以上、世帯の事情に配慮しつつも、できるだけ多くの子育て世帯がメリットを享受できるように配慮する義務が市にあるのではないのでしょうか。</p> <p>3点目は、「一時預かりの受け入れ可否が申し込み開始まで明確でなく、施設で申し込もうとした際に告げられる」ということです。月初に、どうにか時間を割いて施設へ申し込みに行ったにもかかわらず、断られるということが何度もありました。また、そうなれば出遅れてしまうことになり、他施設へ赴いたとしても申し込むことは困難です。こうした事態を防ぐため、受け入れ可否を事前にホームページで公開したり、改善策があるのではないのでしょうか。</p> <p>以上、3点意見を申し上げましたが、子育て応援を目的とした制度でありながら、実際には子育て世帯の負担やストレスになっているという現実があります。そうした点にも目を向けていただき、現行の保護者に過重な負担を伴う運用方法について改善いただきたいと思っております。</p>			
市からの回答			
<p>この度は、「こども園、保育園での一時預かりに関する運用」について、具体的なご提言をいただき誠にありがとうございました。ご意見いただきました、「一時預かりの申し込みが、月初めに各施設へ直接申し込む必要があること」、「一部の保護者が申し込み開始日に長時間並び予約を独占し、受付開始時刻から遅れると申し込みできない事態が発生している」、「一時預かりの受け入れ可否が申し込み開始まで明確でなく、施設で申し込もうとした際に告げられる」といった三点の事案に関しまして、ご不便をおかけし、また、公平性を欠くような事態となっており、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>今後、受付から結果のお知らせまでの一連の手続きを見直し、ご提言のあったオンライン申込や受入状況の公開など、子育て世帯に寄り添った運用に改善してまいります。運用までに少々お時間をいただくこととなりますが、早期に実現してまいります。今後ともお気づきの点がありましたらご提言いただければ幸いです。</p>			

No.	6	提出月日	2月18日
内容			
<p>不要な歳出の削減やその基準の策定に関して</p> <p>潟上市の人口統計を見れば転出のほうが多く、出生数も減少しています。なので前提としてこの市が今後百年で消滅することを前提として行政計画を建てるのが合理的であり、自主財源が全体の4分の一であることを鑑みて選択と集中が今以上に必要だと判断します。</p> <p>例えば観光協会は将来どのような役に立つのでしょうか？潟上市に来ようという人がそもそもあまりいないなかでこのような団体が存在しても市の利益があるのか疑問です。 地域活性化イベント事業も予算のわりに便益がどのようなものか測定するのが困難なためこの事業の存続も市の利益になるとは考え難いです。 自治振興事業もまた現役世代があまり利用していない現状、高齢者の利益のためにのみ存在しているような状況にあります。 潟上市多目的交流施設も上記に関連してどのような経済効果、将来世代の利益になるかどうか不透明です。なので廃止を視野に入れて検討すべきと考えます。</p> <p>以上のことを踏まえ、行政評価をより定量的かつ将来世代の利益になることを踏まえたものにするるとともに選択と集中をすることで予算規模を縮小し自主財源で運用できるような自治体を目指していくことが適切であると主張します。</p>			
-----			
市からの回答			
<p>本市では行政評価により「その費用に見合うだけの効果(成果)を出しているのか」「無駄や重複になっている部分はないか」といった視点から自らの行政活動を見直し、評価しています。事業担当課の職員が行う内部評価のほか、市民の代表として行政改革推進委員会の委員の方に行っていただく外部評価も行っています。行政評価をより定量的かつ将来世代の利益になることを踏まえたものにするには、予算配分の合理性が向上する利点もございますが、実際には市民の生活の質やウェルビーイング(幸福度)、環境の持続可能性など、利益だけではない数値化が難しい要素も適切に評価することが必要と考えています。</p> <p>また、財政に関して、予算規模を人口減少に合わせ縮小すべきで選択と集中が不可欠というご意見には、本市も同様の認識であります。しかしながら、地方自治体では、社会保障や市民生活に直結した事業などを多種にわたって行っており、地方固有財源の地方交付税において自治体間の財源の不均衡を調整していることから自主財源だけで財政運営を行うことは非常に困難です。地方自治体を実施する事業には、基本的に100%無駄というものはなく、本市においても、すべての市民が暮らしやすいまちづくりに必要と考える事業を実施しております。事業効果については、一概に「経済効果」「将来世代の利益」という視点で判断できるものではありませんが、各種事業や行政経費の見直しを継続的に実施し、持続可能な財政運営に努めてまいります。</p> <p>今後ともお気づきの点がありましたらご提言いただければ幸いです。</p>			

No.	7	提出月日	2月20日
内容			
<p>子育て支援センター3箇所の通常開所終了について</p> <p>今年の4月から通常開所は昭和子育て支援センターのみになると知りました。昭和子育て支援センターに問い合わせし、通常開所時の利用者数が少ないことを鑑みて、他の3箇所はイベント時のみ出張広場として開所すると伺いました。追分、天王地区に住んでいる者からすると、昭和子育て支援センターのみになるのは不便に思います。せめて出戸、天王子育て支援センターのどちらかでも通常開所していただけないでしょうか？</p>			
市からの回答			
<p>この度は、「子育て支援センター3箇所の通常開所終了」について、ご提言をいただき誠にありがとうございました。子育て家庭においては、ライフスタイルの多様化やお子さんの年齢などに応じて様々なご負担やご苦労があることを認識しております。このたび、市が行う各種サービスについて、今後も持続してサービスを提供していくため、子育て支援事業全体を見直し、幅広い視点から子育ての取り組みを進めていくこととなりました。その中で、子育て支援センター事業については、令和7年度から、昭和子育て支援センターを基幹センターとして常時開所し、子育て支援センターがあった施設と新たに追分地区に、1か所につき月に3日ないし4日の出張ひろばを開所することとしております。これまで、各子育て支援センターをご利用いただいた皆さまにはご不便をおかけしてしまうこととなり、誠に申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。ご意見いただきました、出戸及び天王子育て支援センターのどちらかでの通常開所については、ご希望に添うことはできませんが、より多くの子育て世帯に届くサービスの展開ができるよう努めてまいります。今後ともお気づきの点がありましたらご提言いただければ幸いです。</p>			

No.	8	提出月日	3月26日
内容			
<p>身体に障害を抱える市民の、歩道や道路施設について</p> <p>・二田駅前から、上二田駅前の歩道整備 はじめに、視覚障がい、聴覚障がいを抱える潟上市民で、就労継続支援B型への通所を目的として、二田駅から秋田駅への事業所への通勤に電車利用しています。過去に、歩道や車道の境目などに「体の不自由な人。」に対して車道との間隔を分けて、安全な交通路を整備してほしいと言うことと、視覚障がいのため「盲人安全杖、白杖」を利用しているため、誘導ブロックや、警告ブロックの道路設置を要望していました。これらの当事者事情の苦労や歩き辛さに対して、周辺の市民の方は、健常者で当たり前という認識が多いのか、車が通っていても、段差や、車道の境目で困っていても、誰も声をかけてくれない。市内を歩いていると、基本的に、誘導ブロックや、警告ブロックなどは、ほぼ設置されておらず、排気口と車道のわずかな段差の境目を白杖で突いて歩くしか無く、とても危険です。</p> <p>・歩道と車道の間、青信号で鳴る信号機の設置 こちら、潟上市内には、ほぼ設置されず、市民の目視による安全確認に頼るところが多いと思う。視覚が不自由なため道路事情が健常者が居て当たり前、と言う前提で成り立っているのであれば、とても残念です。</p>			
市からの回答			
<p>この度は、「身体に障害を抱える市民の、歩道や道路施設」について、具体的な御提言をいただき誠にありがとうございました。御提言のあった設備の整備は、主に公共施設や福祉施設等を結ぶ主要道路から重点的に行っていく必要がございます。現時点では、これらの整備計画は策定しておりませんが、いただいた御提言を今後の施策検討の際に役立てさせていただきます。今後ともお気づきの点がありましたら御提言いただければ幸いです。</p>			